

企業法務 (蒲 俊郎、千葉 理、菅谷貴子 柳下彰彦、高橋 周)	2、3年前期	選択必修	2単位	15回
--	--------	------	-----	-----

1 科目内容・目標

企業が直面する法律問題は、近年ますます複雑化、多様化しており、かつ法令遵守や企業倫理の徹底についての社会的要請も高まっています。一旦重大な事故あるいは法令違反の事件等が生じた場合、単に法令違反の処罰に留まらず、ブランド・イメージを傷つけ、企業の信頼を損ない、その存続の危機に至る場合もあり得るのであって、企業におけるリスク・マネジメントの重要性が増しています。特に、ネットがコモディティと化した現代社会では、もはや、企業は、自社に不都合な情報を隠しておくことはできず、SNS 等の新しい伝達手を通して、瞬間に社会に広まっていくことになるのであって、従来以上に、企業はリスクに晒されていると言えます。

本授業では、このような状況において、弁護士は企業に対してどのように協力、関与していくべきかについて、検討していきたいと思います。

なお、この授業では、桐蔭法科大学院で教鞭を取る 5 名の弁護士が、それぞれが持つ専門分野について、企業法務的側面から解説するという方法を取ることにしました。複数の教員が分担することによって、体系的や統一性が損なわれる虞があるかもしれませんが、各教員がその専門分野においてまさに今直面している具体的問題を熱く語ることは、皆さんにおいて、法曹への意欲を高め、日頃の厳しい研鑽への癒しとなることを確信しています。

2 授業の基本方針

授業では、原則として、担当する各教員が、自らの得意とする分野を取り上げ、同分野における企業法務のあり方について解説していく予定です。なお、授業計画については、企業法務上見過ごすことのできない問題が新たに生じたり、その他の優先すべきテーマが出てきた場合には、時宜変更することがあります。現役の弁護士が担当する授業であるという特徴を活かして、企業法務の「今」を伝える授業にしていきたいと考えています。

3 成績評価

期末に実施する筆記試験等を基本としつつも、授業への取り組み、教室内での発言内容等にも重きをおいた評価をする予定です。基本的には、授業への取り組み等、試験以外の要素を3割、試験結果を7割として評価します。

4 教材

基本的には、毎回配布する予定のレジュメを教材として授業を進める予定ですが、それ以外に、以下のような書籍を参考教材とし挙げておきたいと思います。

- ・「おとなの IT 法律事件簿～弁護士が答えるネット社会のトラブルシューティング」(蒲俊郎著) (インプレス R&D 刊)
- ・弁護士が教えるセクハラ対策ルールブック (山田秀雄・菅谷貴子 著) 日本経済新聞出版社
- ・「会社法 第15版」(法律学双書) (神田英樹著) 弘文堂
- ・「技術力で勝る日本が、なぜ事業で負けるのか」(妹尾堅一郎著)ダイヤモンド

第1回 企業法務総論(蒲)

近時、企業のコンプライアンス経営に関する社会的要請の高まりと共に、コンプライアンス違反を起こした場合、企業が対応を誤ると、単に法令違反の処罰に留まらず、ブランド・イメージを傷つけ、企業の信頼を損ない、その存続事態が危機にさらされることも珍しくありません。特にネット社会においては、情報が、写真や動画も含め、ネットを通じあらゆる形で瞬く間に拡散することとなり、一層、企業の受けるダメージは深刻なものとなります。第1回は、オリエンテーション期間でもあり、過去に発生した具体的な事案を素材として、コンプライアンス経営の一般論、企業法務のあり方などについて考えてみたいと思います。

第2回 ネットビジネスと企業法務(蒲)

新しく生まれた事業分野であるネットビジネスにおいては、法律や判例が完備しているわけではなく、企業は、様々な場面で、ビジネス上のグレーゾーンに直面します。その際に、企業としてどのように判断し対応すべきかが企業法務における重要な課題であると思われます。2012年5月18日、消費者庁は、「オンラインゲームの『コンプガチャ』と景品表示法の景品規制について」と題する見解を突然公表して、「コンプガチャ」が、景品表示法に抵触する旨の判断を示しました。これによって、GREEをはじめとする一部のSNSゲーム企業は、重要な収益源を失い、経営環境が激変し失速しました。では、GREEやDeNAにおける、法務部門は、どのような対応をしていたのでしょうか。この事件の分析を通じて、日々グレーゾーンと向き合うことを宿命づけられたネットビジネスにおける企業法務というものを考えてみたいと思います。

第3回 SNSと企業法務(蒲)

TwitterやFacebookなどのSNSに端を発する企業不祥事は後を絶ちません。様々な企業が、一定の対策を講じ、SNSリスクに関する意識の社会的共有もできたはずであるにも関わらず、昨年夏に「バイトテロ」が続発したことは記憶に新しいところです。この事件は、SNS不祥事への対応は既に完了したと思いついて安心していた大手企業の担当者ら、またネットと関係ない事業をしているから自社には無関係と思いついていた企業担当者らを震え上がらせ、近時、再び、SNS不祥事への対応をどうするかが企業内で話題となっています。ここでは、具体的な事件を取りあげながら、SNS不祥事と企業法務について考察してみたいと思っています。

第4回 株式会社法総論(千葉)

企業法務に携わる上で、会社法特に株式会社法についての基本的な理解は必須です。株式会社についての原理原則、特に、株式、株主有限責任の原則、株式譲渡自由の原則、資本制度、各機関(特に株主総会、取締役及び取締役会)についての基本的な知識・問題点について検討します。

第5回 M&A及び敵対的買収について(千葉)

近時の企業経済実務においては、事業活動の多様化や金融戦略の高度化と相まって、戦略的な企業組織・グループの再編が自働的または他働的に進められ、その中で、特に戦略的M&Aや敵対的買収が企業間でなされるケースが顕在化しています。これらのテーマを通じて、企業の資金調達のある方や、新株及び新株予約権、さらには株主平等原則、株式会社の権限分配のあり方について学ぶこととします。

第6回 取締役の責任論(千葉)

近時の企業においては、企業活動の大規模化や複雑化によって、取締役に対する多額の損害賠償責任請求が、株主代表訴訟制度の合理化に伴い、数多くなされるようになってきました。会社法上の取締役の責任(対会社及び対第三者)の基礎を学びつつ、近時幅広い論点となっている、取締役の善管注意義務、特に経営判断の原則について判例を踏まえて検討します。

第7回 監査役の責任論(菅谷)

企業の不祥事により、監査役、監査役会の役割が改めて注目を浴びているところ、社外監査役には弁護士が選任されるケースも多くなっています。そこで、監査役としては何をすべきであり、どのような責任が課せられているのか、さらに、弁護士が監査役になる場合、どのような役割を期待されているかを学ぶことにより、企業における監査役、中でも、弁護士が監査役になる場合における役割を改めて考えます。

第8回 企業の労務問題①－ハラスメント問題(菅谷)

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの問題は、企業にとって、どこにでも起こり得る問題であると同時に、企業そのものに大きなダメージを与えかねない、重大な労務、コンプライアンスの問題です。企業におけるハラスメント問題の現状とその対策(事前予防、事後対策)について検討します。

第9回 企業の労務問題②－問題社員トラブルとその対応(菅谷)

企業における終身雇用制度が崩壊し人材の流動化が生じたことや、社員においても「個」が重視され、多様性が認められるようになったこともあり、会社として、どのように対処すべきか悩ましい言動をする社員(問題社員)への対応が問題となっています。そこで、最近の企業に生じている問題をどう対処すべきかにつき、会社の懲戒権が行使しうる範囲やその程度を含め、その対応策について検討します。

第10回 会計と企業法務(高橋)

会社に対する罰金2億8千万円、代表者は懲役2年6月の実刑。かつての上場企業とその元代表取締役へ下された判決は、峻烈なものでした。有価証券報告書の虚偽記載は、企業経営に深刻なダメージを与える場合が少なくありません。この講義では、会社法や金融商品取引法における開示制度の概要を学習するとともに、粉飾が発覚した際に、企業はどのように対応すべきかを考えます。

第11回 ファイナンス法務とインサイダー取引(高橋)

輝くものすべて金にあらず、とは言いますが、「カネ」が企業にとって不可欠かつ重要な経営資源であることは疑う余地がありません。企業には、「カネ」にまつわる規律を順守して、企業自身や従業員等を「カネ」の奴隷にさせないことが求められます。この講義では、コーポレート・ファイナンス制度の概要、近年問題となっている不正ファイナンスの事例を学習するほか、インサイダー取引の予防や違反発生時の対応を考えます。

第12回 反社会的勢力対応(高橋)

「〇〇組の組長とは、いつでも連絡がとれるんだ。」そんなことを得意気にお話しになる経営者がいまだにいます。このような経営者と取引を続けることに問題はないのでしょうか。一方、過去に暴力団員だった人物を、社会復帰支援のために雇用することは、企業の姿勢として不適當なのでしょうか。この講義では、反社会的勢力排除に関連する法令を学習し、具体的に企業が対応すべき反社会的勢力排除の仕組みの構築と運用について考えます。

第13回 企業活動における知的財産権(特に特許権)取得の必要性、知的財産制度の紹介(柳下)

契約と、物権的請求権といわれる知的財産権との違いを説明しつつ、企業が事業活動を行う上で、知的財産権(特許権、意匠権、商標権、著作権)の取得・確保をすべき重要性・戦略的な知的財産権の獲得(知財戦略)について考えます。その上で、日本の知的財産制度について概略を紹介します。

第14回 企業における特許紛争リスクとその対処(柳下)

企業は、常に特許紛争に巻き込まれるリスクを抱えています。特に、近年、パテントトロールの横行で知的財産制度の本来の法目的が達成されているとはいいがたい状況も発生しています。そこで、この講義では、企業が特許紛争リスクに巻き込まれた際の対応策、訴訟が提起された場合の訴訟対応について紹介します。

第15回 担当教員全員による座談会(蒲、菅谷、千葉、高橋、柳下)

これまでの授業を踏まえて、担当した教員全員で、企業法務について討論をしたいと考えています。